

千葉県放置自転車等の移動、保管、返還等事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県自転車等の放置防止に関する条例(昭和58年千葉県条例第9号。以下「条例」という。)及び千葉県自転車等の放置防止に関する条例施行規則(昭和58年千葉県規則第62号。以下「規則」という。)に定める自転車等の移動、保管、返還等の事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(作業計画書の作成等)

第2条 建設局道路部自転車政策課長(以下「自転車政策課長」という。)は、自転車等の移動及び保管を行うため、毎月の作業計画書を当該月の前月の20日までに作成するものとする。

- 2 自転車政策課長は、作業計画書を作成したときは、速やかに区役所地域づくり支援課長及び関係機関へ通知するものとする
- 3 自転車政策課長は、必要があると認めるときは、作業計画書を変更することができる。
- 4 自転車政策課長は、作業計画書を変更したときは、速やかに区役所地域づくり支援課長及び関係機関へ通知するものとする。

(警告札の取り付け等)

第3条 条例第11条第1項の指導は、警告札(様式第1号)を放置されている自転車等に取り付けて行うものとする。

- 2 条例第12条第1項の注意札の様式は、様式第2号のとおりとする。
- 3 条例第18条第1項の警告は、指定自転車駐車場においては警告札(様式第3号)を、指定自転車駐車場以外の自転車駐車場においては注意札(様式第4号)を自転車等に取り付けて行うものとする。

(自転車等の移動等)

第4条 放置されている自転車等を移動し、保管する場合において自転車等が防護柵等の工作物に鎖等により施錠されて移動できないときは、鎖等を切断し当該自転車等を移動するものとする。

- 2 条例第13条第1項(条例第18条第3項において準用する場合を含む。)の告知板の様式は、様式第5号のとおりとする。

(保管場所等)

第 5 条 条例第11条第 2 項、第 12 条第 2 項及び第 18 条第 2 項の保管場所は、別表のとおりとする。

2 自転車政策課長は、自転車等を移動し、保管した時は、自転車等保管台帳に記載された整理番号に基づき整理札を当該自転車等に取り付け、適正に管理するものとする。

(利用者等の照会)

第 6 条 規則第 7 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の照会は、千葉県警察本部千葉市警察部総務課長に対し、利用者不明自転車一覧(様式第6号)を提出して行うものとする。

(自転車等の返還)

第 7 条 移動及び保管した自転車等を利用者等に返還するときは、自転車政策課長は、自転車等の返還を受けようとする者が当該自転車等の利用者等であることを確認したうえ、移動及び保管に要した費用を徴収し、保管場所において当該自転車等を返還するものとする。

2 自転車政策課長は、前項の費用を徴収したときは、領収書を交付するものとする。

(盗難車両の扱い)

第 8 条 利用者等の照会の結果、盗難の被害届が提出されていることが確認できた場合は、管轄する警察署長に対して、速やかに当該車両を引き渡すものとする。ただし、当該車両の被害届が保管場へ移動した日より前に受理されている場合であって、かつ、当該車両が保管場で保管されており、所有者が当該車両の引取りに保管場へ来場した場合は、警察官立会のもと条例第 14 条第 2 項により移動及び保管に要した費用の徴収を免除のうえ、所有者へ返還できるものとする。

(休業日及び返還時間)

第 9 条 保管した自転車等の返還業務を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。

(1)月曜日

(2)国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3)年末年始(12月29日から翌年の1月3日までの日)

2 保管した自転車等の返還業務を行う時間(以下「返還時間」という。)は、次のとおりとする。

(1)火曜日から土曜日まで 午前10時から午後6時まで

(2)日曜日 午前9時から正午まで

3 建設局道路部長は、特に必要があると認めるときは、休業日及び返還時間を変更することができる。

附 則

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 11 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 10 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

別 表

名称	位置
都賀保管場	千葉市若葉区都賀 2 丁目 1 番地
浜田保管場	千葉市美浜区浜田 2 丁目 126 番地
誉田保管場	千葉市緑区誉田町 2 丁目地先

(表)

警告

ここは自転車等放置禁止区域です。
速やかに移動してください。

放置されている自転車等は、千葉市
自転車等の放置防止に関する条例に基
づき、保管場所に移動し、保管します。

なお、自転車等を移動し、保管した
ときは、移動及び保管に要した費用と
して

自転車 2,000円

原動機付自転車 3,000円

を徴収します。

自転車等が防護柵等の工作物に鎖等で施錠
され移動できないときは、鎖等を切断しま
す。(賠償はいたしません。)

年 月 日
千葉市

千葉市自転車政策課
TEL

(裏)

放置禁止区域
標識マーク

- 自転車駐車場をご利用ください。なお、自転車駐車場の利用については、最寄りの区役所へお問い合わせください。

中央区 ☎

花見川区 ☎

稲毛区 ☎

若葉区 ☎

緑区 ☎

美浜区 ☎

(表)

注 意

通行の支障となるので、
速やかに移動してください。

このまま自転車等が継続して放置されている場合は、千葉市自転車等の放置防止に関する条例に基づき、保管場所に移動し、保管します。

なお、自転車等を移動し、保管したときは、移動及び保管に要した費用として

自転車	2,000円
原動機付自転車	3,000円

を徴収します。

自転車等が防護柵等の工作物に鎖等で施錠され移動できないときは、鎖等を切断します。(賠償いたしません。)

年 月 日
千 葉 市

- 中央・美浜土木事務所 ☎
- 花見川・稲毛土木事務所 ☎
- 若葉土木事務所 ☎
- 緑土木事務所 ☎
- 自転車政策課 ☎

(裏)

裏面なし

(表)

警告

ここは指定自転車駐車場
(有料)です。
速やかに移動してください。

利用承認を受けていない者または利用票の有効期間が過ぎている者の自転車等は、千葉市自転車等の放置防止に関する条例に基づき、保管場所に移動し、保管します。

なお、自転車等を移動し、保管したときは、移動及び保管に要した費用として

自転車 2,000円

原動機付自転車等 3,000円

を徴収します。

年 月 日

千葉市

お問い合わせは、最寄駅の下記管理棟をお願いいたします。

□〇〇駅第〇 ☎

□〇〇駅第〇 ☎

□〇〇駅第〇 ☎

□〇〇駅第〇 ☎

□〇〇駅第〇 ☎

(裏)

- ・ 自転車駐車場の適正な利用をお願いします。
なお、自転車駐車場の利用については、最寄りの区役所へお問い合わせください。

中央区 ☎

花見川区 ☎

稲毛区 ☎

若葉区 ☎

緑区 ☎

美浜区 ☎

(表)

5	4	3	2	1	月 日
その他 ()	利用票（登録シール）が破損等で確認できない状態です。利用証をご用意の上、自転車駐車場管理棟で近 日中に再発行手続きを行ってください。	置き場（階）が違います。登録された置き場（階）をご利用ください。	定期利用又は一時利用券（回数券）の期限が切れています。登録手続きをした上でご利用ください。 また、登録及び一時利用される方は、自転車駐車場管理棟で手続きをお願いします。	この自転車駐車場は有料です。登録手続きをした上でご利用ください。また、登録及び一時利用される方 は、自転車駐車場管理棟で手続きをお願いします。	左記の理由により、自転車駐車場の適正な利用に支障が生じていますので、自転車等を速やかに引き取る よう警告いたします。なお、当該行為が改善されない場合や繰り返し行われる場合は、保管場所に移動し 保管いたします。（移動保管手数料を別途徴収します） 自転車駐車場管理棟・千葉市

(裏)

裏面なし

本車両は、車体番号等を記録しています。次回以降改善されない場合は、即日移動保管の対象となります。

様式第5号

お知らせ

自転車等は、 年 月 日
に下記の保管場所に移動して保管しています。

記

1 保管場所

〇〇〇保管場

☎ ()

案内図

2 返還方法

(1) 返還日時

火曜日～土曜日 午前10時～午後6時

日曜日 午前9時～正午

【※月曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は
返還業務を行っておりません。】

(2) 返還に必要なもの

- ① 引取人の住所及び氏名が確認できるもの(免許書、身分証明書等)
- ② 自転車等の鍵
- ③ 移動及び保管に要した費用
(自転車：2,000円、 原動機付自転車：3,000円)

3 保管期間 移動した日から1か月間

千葉市

【この告示板は 月 日まで掲示します。】

様式第6号

<所有者不明自転車一覧>

〇〇

No	保管場	整理番号	車体番号	防犯登録 番号	No	保管場	整理番号	車体番号	防犯登録 番号
1					19				
2					20				
3					21				
4					22				
5					23				
6					24				
7					25				
8					26				
9					27				
10					28				
11					29				
12					30				
13					31				
14					32				
15					33				
16					34				
17					35				
18					36				